

令和2年度第1回守口市国民健康保険運営協議会

開催年月日 令和3年2月4日（木曜日）

開催時間 開会 午後2時から

開催場所 守口市役所6階 教育委員会会議室

出席者 会長 松本 満義
委員 西川 成美
委員 岡野 千鶴子
委員 他谷 勝
委員 原田 章子
委員 博多 尚文
委員 清水 秀和
委員 木崎 正
委員 増田 眞一
委員 杉本 悦子
委員 奥山 寿一
委員 松永 和徳
委員 近藤 浩之
委員 森脇 紳二

市及び事務局出席者 市長 西端 勝樹
市民生活部長 多田 昌生
市民生活部次長 佐藤 貴志
保険課長 米田 幸司
保険課長代理 内橋 真吾
保険課主任 増田 勝
保険課主任 田中 弘一
保険収納課長 大西 真裕
保険収納課長代理 細川 寿昭

会議録

○保険課長 それでは、令和2年度第1回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。本日の会議は大阪府に緊急事態宣言が発令されている中ではありますが、受付でのアルコール消毒液の設置、一定の距離を確保した配席、アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じ、開催させていただくこととなりました。また、本日の議事進行、挨拶、質問などの発言につきましては、同じく新

型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、全て着座にて進行させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の案件ですが、大阪府国民健康保険運営方針、令和3年度保険料率の大阪府算定結果、令和3年度特別会計国民健康保険事業予算、守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本協議会の開催に当たり、西端市長から御挨拶を申し上げます。

○市長 改めまして、皆様こんにちは。先ほど司会のほうからありましたように、着座にて御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、守口市国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から国保事業の運営はもとより、本市行政各般にわたりまして何かと御協力、御理解を賜っておりますこと改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、私たちは新しい生活様式への適応を迫られた年となりました。本市国保事業の運営においても傷病手当金の支給や保険料の減免など被保険者に対する支援を実施してまいりました。次年度以降はコロナ禍による保険料収入の減少や保険料減免の増加に加え、受診控えによる慢性疾患の症状悪化に伴う医療費の増加などが懸念されております。国保財政の見通しは不透明な状況にありますが、大阪府と連携し健全かつ安定的な事業の継続に努めてまいります。

本日は、次期大阪府国民健康保険運営方針、令和3年度の保険料率、国保会計予算案、条例改正に関する報告事項を議題としておりますので、委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げ、結びに皆様方のより一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険課長 西端市長はこの後、公務が控えておりますのでここで退席させていただきます。

○市長 どうぞよろしくお願いいたします。

(市長 退席)

○保険課長 それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、本日の協議会資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1つ目は、本日の会議次第、2つ目は、守口市国民健康保険運営協議会委員名簿、3つ目は、座席表、4つ目は、保険課・保険収納課令和2年度体制、5つ目は、資料10、国民健康保険料における軽減判定基準の変更点の訂正資料でございます。

ここで訂正箇所を御説明させていただきます。右側の表の5割の行で、28.5万円に下線を引かず、プラス10万円掛ける給与所得者等の数マイナス1の部分に下線を引くが正しくなります。また、その下の段の2割の行も同じく、52万円に下線を引かず、プラス10万円掛ける給与所得者等の数マイナス1の部分に下線を引くが正しくなります。申し訳ありませんでした。

6つ目は、資料全24ページ事前に配付しているものでございます。7つ目は、大阪府国民健康保険運営方針、こちらも事前に配付しているものでございます。

以上7点でございます。過不足などはございませんでしょうか。

以上でございます。

○保険課長 次に、本日の委員の出欠状況について事務局から報告いたします。

○事務局 本日14名定員の出席でございます。

以上でございます。

○保険課長 　ただいま報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会議は成立いたします。

ここで、新たに、御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。

保険医または保険薬剤師を代表する委員ですが頼委員がお代わりになられまして、清水委員に御就任いただいております。また、公益を代表する委員ですが、立住委員がお代わりになられまして、松本委員に御就任いただいております。

それでは、新委員からそれぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

初めに清水委員お願いいたします。

○委員 　清水でございます。よろしくお願いいたします。

○保険課長 　ありがとうございました。続きまして、松本委員お願いいたします。

○委員 　松本でございます。よろしくお願いいたします。

○保険課長 　ありがとうございました。

それでは次に、次第3、会長の選出を行います。会長につきましては、国民健康保険施行令第5条第1項で運営協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙すると定められております。選挙の方法につきましては指名推薦によることとしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保険課長 　異議がないようですので、会長の選出については指名推薦にさせていただきます。

早速ですが会長の選出についてどなたか御意見ございませんでしょうか。お願いいたします。

○委員 　運営協議会ではこれまで、通例として議会選出委員の中から会長になっていただいていたのですが、今回は松本委員にお願いしたいと思います。

○保険課長 　ただいま、杉本委員から会長は松本委員にお願いしたいとの発言がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保険課長 　異議なしとのことですので、松本委員が会長に決定いたしました。

それでは、この後の議事進行は松本会長にお願いいたします。

○会長 　ただいま、会長に御選出いただきました、松本でございます。協議会の議事を円滑に進行できますよう、皆様方の御協力をいただきますよう心からよろしくお願い申し上げます。

それでは着席させていただきながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

今回は令和2年度第1回目の協議会となりますので、次第4、令和2年度職員の紹介について事務局からお願いします。

○市民生活部長 　市民生活部長の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の折、令和2年度第1回守口市国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素は本市の国民健康保険事業に多大なる御協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

案件に先立ち、この場をお借りいたしまして令和2年度の市民生活部並びに保険課・保険収納課の体制につきまして、お手元にお配りしております「保険課・保険収納課令和2年度体制」に基づき、主任級以上の職員を紹介させていただきたいと存じます。

まず私ですが市民生活部長の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、市民生活部次長の佐藤でございます。

○市民生活部次長 佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○市民生活部長 保険課長の米田でございます。

○保険課長 米田でございます。よろしくお願ひいたします。

○市民生活部長 保険課長代理の内橋でございます。

○保険課長代理 内橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○市民生活部長 保険課主任の増田でございます。

○保険課主任 増田です。よろしくお願ひします。

○市民生活部長 保険課主任の田中でございます。

○保険課主任 田中でございます。

○市民生活部長 保険収納課長の太西でございます。

○保険収納課長 太西です。よろしくお願ひします。

○市民生活部長 保険収納課課長代理の細川でございます。

○保険収納課課長代理 細川です。よろしくお願ひします。

○市民生活部長 なお、本日は、案件の関係で出席しておりませんが、保険収納課の管理職はこのほかに、高瀬主任、表主任の2名がおります。

この体制で今年度、保険事業を推進しておりますので、どうぞ皆様方におかれましては御指導、御支援のほど重ねてお願ひ申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○会長 それでは次に次第5の案件に入らせていただきます。

まず1つ目の案件、大阪府国民健康保険運営方針について、事務局から報告を受けます。

○保険課主任 それでは、案件(1)大阪府国民健康保険運営方針について、改訂された箇所を中心に御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の1ページ、A3の資料1をお開きいただきたいと存じます。

次期大阪府国民健康保険運営方針の本文は、事前に各委員にお配りしておりますが、こちらは大阪府がその内容をまとめた概要版でございます。

次期大阪府国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第82条の2第6項の規定に基づく市町村の意見聴取やパブリックコメントを経て令和2年12月23日付で策定されました。

まず、資料左側の上段のⅠ基本的事項に記載の運営方針の対象期間でございますが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とされております。

下段のⅡ府における国保制度の運営に関する基本的な考え方については、数値など時点修正されたものを除き、現時点の運営方針と大きな変更はありません。

次に、資料右側のⅢからⅩは本文の章立てですが、見直し内容について箇条書きで示しておりますが、そのうち重要な箇所を幾つかピックアップして御説明いたします。

まず、Ⅳ市町村における保険料の標準的な算定方法については、時点修正と大きな見直しがございます。これまでは、市町村ごとに激変緩和措置が実施されていましたが、令和3年度以降は激変緩和措置の対象が全市町村に全面拡大され、保険料収納必要総額の抑制、つまり市町村標準保険料率の引下げのためにその財源が活用されることとなりました。

次に、Ⅶ医療費の適正化の取組については、健康づくり、生活習慣病重症化予防等の保健事業や適正受診などの推進について記載されておりましたが、新たに予防・健康づくり等の推進に当たっての府と市町村の役割が明確化され、具体的に記載されております。

次に、Ⅹ施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整でございますが、新型コロナウイルス感染症にかかる客観的な指標等により府内の国民健康保険事業運営において、重大な影響が生じている

と認められる場合には、状況を把握・分析し、検証の上、調整会議や大阪府国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、本運営方針の趣旨に沿った対応措置を別途設ける旨の記載が加えられました。

続きまして、2ページの資料2にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、令和2年10月16日付で委員各位に御報告いたしました大阪府国民健康保険運営方針(案)の策定に対して本市が提出した意見とそれに対する大阪府の考え方を示した資料でございます。

まず、一番上、激変緩和措置の全面拡大案は、確実に実施されたいことと本市は意見しました。それに対し、大阪府の回答は、対象を全市町村に全面拡大し、激変緩和措置財源を活用した取組を進めるとの考え方が示されました。

次に、上から2つ目は、保険料率を統一基準に移行した市町村に対するインセンティブの強化について、上から3つ目は、保健事業は、オール大阪で取り組んでいるスケールメリットを生かすことで、より一層の充実を図られたいことなどについて意見を提出し、いずれも大阪府からは検討を進める旨の肯定的な考え方が示されました。

4つ目は、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いといった国保制度の構造的な問題を解決する抜本的な制度改正とそれまでの間の財政支援の実施を国に対して要望されたいことについて、5つ目は、運営方針の検証及び見直しに当たっては、引き続き十二分に市町村の実状を踏まえ、かつ、その意見を聴取し、理解が得られるものとしてほしいと意見を提出しました。それに対し大阪府の回答は、資料右側にあるようにいずれも肯定的な考え方が示されました。

以上、案件(1)の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○会長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件、令和3年度保険料率の大阪府算定結果について事務局から説明を受けます。

事務局どうぞ。

○保険課長代理 御説明申し上げます。

案件(2)令和3年度保険料率の大阪府算定結果につきまして御説明いたします。

資料3から資料5につきましては去る1月8日に、大阪府で開催されました大阪府・市町村国民健康保険主管課長会議で示された資料で、資料6につきましては、本市が独自で作成した資料でございます。

初めに、資料の3ページ、資料3をお開きいただきたいと存じます。

こちらは、一番上の表が令和3年度の市町村標準保険料率、その下の表が今年度の市町村標準保険料率でございます。

令和3年度の保険料率ですが、今年度と比べて後期分のうち所得割が0.04%、均等割が120円の増となりましたが、それ以外は全体的に減となっております。

また、令和3年度の本市の賦課限度額は、表の一番右側に記載されておりますとおり、医療分が63万円、後期分が19万円、介護分が17万円の合計99万円となり、今年度と比較いたしますと3万円の増となります。

保険料率の主な変動要因につきましては、後ほど御説明をいたします。

続きまして、4ページの資料4にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、市町村標準保険料率に基づく大阪府内市町村別の1人当たり保険料を比較したものです。一番上の行ですが、令和3年度の府内平均の1人当たり保険料は14万2,845円となっております。今年度と比較して5,402円の減、伸び率は3.64%の減となっております。また、表の上から10

番目、守口市の保険料は13万9,778円となり、今年度と比較して5,009円の減、伸び率は3.46%の減となっております。

続きまして、5ページの資料5にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、先ほど資料3で御説明申し上げました令和3年度の市町村標準保険料率の算定結果につきまして大阪府が分析したものでございます。

まず、5ページ上段の枠内、保険料の主な増要素として、保険給付費の増により1人当たり約1,900円、保険料減免の増により約1,100円、さらに、財政安定化基金への繰入金の増により約700円となっております。一方、保険料の減要素といたしまして、令和3年度から大阪府が行う激変緩和措置の対象が府内全市町村に全面拡大されたことにより1人当たり約3,900円、前期高齢者交付金の増により約3,900円、介護納付金の減により約1,500円となっております。

これらの変動が生じる主な要因の一つは、被保険者数の減少に伴う1人当たり保険給付費の増加です。5ページの中段及び下段の表にございますとおり、全体の被保険者数は減少傾向にあります。団塊の世代が70歳に移行していることから、高齢者の割合は増加しております。

6ページに参りまして、診療費でございますが、被保険者数は減少しているものの、1人当たり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者数が増加し、総診療費に占める割合も平成30年度の36%から令和3年度では40.42%と、4.42%増加しているため、保険給付費は横ばいとどまっております。その下でございますが、国の推計方法ツールを活用して、過去2年間の伸び率により推計する方法により算定したところ、1人当たり保険給付費は33万8,846円となりました。

7ページに参りまして、大阪府における直近5年間の1人当たり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないというふうに考えております。中段の後期高齢者支援金及び介護納付金の説明でございますが、高齢化は進展しているものの、精算額や国から示された係数により、後期高齢者支援金が昨年度比ほぼ横ばいとなったこと、また、2年前の精算額の増大により、介護納付金の歳出額が減少しました。

下段の今後の対応方針でございますが、大阪府としては、国に対して、必要な財源確保とともに、国民健康保険制度の構造的問題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一体化の議論を進め、各医療保険制度間で保険料負担の格差是正を引き続き働きかけていくこととされております。また、医療費の増加が見込まれる中、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など市町村の取組の底上げを推進していくこととされております。

8ページに参りまして、国保財政運営につきましては、1人当たり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、広域化調整会議の場などを通じて検討していくこととされております。

続きまして、資料の9ページ、資料6にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、市が作成した資料であり、令和2年度と令和3年度の保険料額を世帯人数別、所得別にモデルケースを用いて比較したもので、全てのモデルケースにおいて、令和3年度の保険料が低くなりました。

以上、案件(2)の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○委員 着座で失礼します。

6ページなどの大阪府が提示されたデータでありますけれども、こういう会議では大抵医療費が上がるから、医療費が上がるからと一方的に、医者が悪いとは言いませんけど上げる理由は医療側にあるというふうに思われがちなんですけど、これは平成30年のデータですね。30年度の。ということは、

2年前の令和元年、令和2年度というのはわざと飛ばしてあるというふうには僕には思えない。なぜ飛ばしているか、それはコロナの影響があって医療費、一人一人の医療費は医者が首をくくらないといけないうらい減少してるんです。70%ぐらいになってるから、平成30年から比べて同じように伸びていくというのは全くのフェイクな数字なので、これはだまされないように皆さんよろしくお願ひします。かなり、令和元年、令和2年度、医療費、減ってきています。皆さんお惑わされのないようによろしくお願ひします。

以上です。

○会長 ほかにございませんでしょうか。今のはご意見としてよろしいですか。

○委員 はい

○会長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

3つ目の案件、令和3年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算について事務局から説明を受けます。

○保険課長代理 それでは、案件(3)令和3年度守口市特別会計国民健康保険事業予算案につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、9ページのA3の資料7をお開きいただきたいと存じます。

まず、表の一番下、恐れ入りますが、資料につきましては、左側に歳入、右側に歳出を記載しており、単位はいずれも100万円で記載をしております。

まず、表の一番下、歳入歳出総額でございますが、157億9,800万円で、対前年度比1億200万円の増となっております。増加の主な要因でございますが、被保険者全体に占める高齢者の割合が増加していることに伴い、1人当たりの保険給付費が増加していることによるものでございます。

それでは、資料右側の歳出につきまして、主な費目を中心に御説明をいたします。

まず、2段目から9段目までの「保険給付費」でございます。

広域化に伴い、療養の給付に要する費用につきましては、大阪府が市町村ごとに推計を行うこととなっており、療養給付費や療養費、高額療養費などにつきまして、本市は大阪府の推計値を予算計上しております。また、その他給付費は、大阪府国民健康保険団体連合会への審査手数料、精神・結核医療給付費、傷病手当金にかかる費用などでございます。

保険給付費の総額は107億3,900万円で、対前年度比1億9,500万円の増となっております。先ほど御説明いたしましたとおり、1人当たり保険給付費の増加が要因でございます。

次に、その下の「国民健康保険事業費納付金」でございますが、大阪府が市町村全体の保険給付費や、後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用を推計し、市町村ごとに示す額で、各市町村は保険料等を財源として、大阪府に対し、納付するものでございます。

次に、下から5段目、「保健事業」でございますが、特定健康診査や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発、国民健康保険ヘルスアップ事業などが主なもので、対前年度比1,500万円の増でございます。令和3年度から新たに実施する新規事業につきましては、後ほど、資料8で御説明を申し上げます。

最後に、「基金積立金」でございますが、守口市国民健康保険財政調整基金の運用利息を基金に積み立てるもので、500万円を計上しております。

続きまして、資料左側の歳入につきまして、主な費目を中心に御説明を申し上げます。

まず、一番上「保険料」でございますが、大阪府から示された市町村標準保険料率により、保険料を賦課、徴収するものでございます。

次に、表の真ん中辺り「府支出金」でございます。

府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対するもの、普通交付金は、事業費納付金を財源として、大阪府が市町村ごとに保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもの、特別交付金は、市町村の特別事情や保険者としての努力に応じて交付されるものでございます。

続きまして、その下の「繰入金」でございますが、保険基盤安定分から財政安定化支援までは、法定上のルールとして繰入を行うものでございます。

以上が、令和3年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算案の概要でございます。

続きまして、令和3年度に新たに実施を予定しております事業につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、11ページのA3の資料8をお開きいただきたいと思います。

まず、左側、特定健康診査等電話勧奨事業でございます。

本市保健センターで行っている特定健康診査及び特定保健指導については、現在も案内チラシの送付や電話により受診勧奨を行っておりますが、受診率または実施率の更なる向上のために、専門的な知識を有する保健師や管理栄養士が、その専門性を生かしながら電話勧奨を行うものです。特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上につながるものと考えております。

次に、右側の事業ですが、新たにウォーキングポイントを追加した、おおさか健活マイレージの市独自ポイント付与事業でございます。

令和2年度から、大阪府が整備した事業「おおさか健活マイレージ アスマイル」こちらを活用した本市独自の取組として、特定健康診査及び歯科健康診査の受診に対し、既存の国保ポイントに加え、市独自にポイントを付与しております。

令和3年度からは、これらのポイントに加え、新たにウォーキングポイントとして、規定の歩数を達成するごとに1日10ポイントを付与することにより、アスマイルへの加入を促し、被保険者の健康の更なる保持・増進につなげたいと考えております。

これらの2つの保健事業の実施に係る費用は、大阪府からの保険給付費等交付金が財源となり、広域化に伴い、新たに実施するもので、本市といたしましては、被保険者のさらなる健康づくりを促進し、医療費の適正化に向けた取組を推進していくことを目的といたしまして、令和3年度予算案に盛り込んだところでございます。

以上、案件(3)の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。杉本委員。

○委員 先ほど5ページのところで、被保険者数について、社保の適用拡大等により、全国の傾向と同じく大阪府においても減少傾向にあるということが書かれていましたけれども、この予算書を見ても、一般被保険者の数が令和2年では2万9,559人ですけれども、令和3年では2万9,847人と300人近く増えているんですけれども、これはどういうことでしょうか。コロナ禍の中で国保に入る方が増えているということなのでしょうか。

○会長 事務局のほうから説明をお願いします。

○保険課主任 こちらの御質問の件なんですけれども、こちらで資料に示されている被保険者数は、府が本算定を行う際に用いた推計であります。また大阪府等にも確認したところ、国が示した推計ツールを用いて被保険者数の推計をしたとのことで、推計方法についてございますけれども、まず、令和2年度の保険料率の本算定に当たっては、令和元年度末時点の被保険者数を推計した上で被保険者数の減少率を考慮し、令和2年度末時点の被保険者数を推計しています。令和3年度の保険料率の本算定に当

たっては、令和2年度末時点の被保険者数を推計した上で、被保険者数の減少率を考慮し、令和3年度末時点の被保険者数を推計しています。

この同じ、令和2年度末の被保険者数ですが、守口市におきましては令和2年度の本算定時点と令和3年度の本算定時点と比較すると、令和2年度の本算定時点より令和3年度の本算定時点のほうが被保険者は多くなっています。また、令和2年度の本算定時点より令和3年度の本算定時点のほうが被保険者数の減少率が鈍化しております。緩やかになっています。

以上の点から、令和3年度の被保険者数は令和2年度の被保険者数に比べて多くなるという推計が出たものでございます。

以上でございます。

○委員 コロナ禍の中でも国保に入られる方は増えているというふうには大阪府は見ているということでしょうか。

○保険課主任 御質問がコロナの影響かどうかというところなんですけれども、コロナかどうかは分からないんですけれども、守口市全体としては被保険者数の減少は鈍化、緩やかになっているという傾向でございます。

以上でございます。

○委員 減少率が鈍化しているということと、令和2年度より3年度が多くなっているということですけども守口でも国保に入られる人が今までもっと下がると思っていたけども、そんなに急激には下がらなかったということで、国保にも入る方が市が思っていたよりも増えているというふうには捉えていいのでしょうか。

それともう1つ、私は去年の令和2年の11月に守口市から被保険者数は3万437人というふうには聞いているんですけども、数が全然合わないんですけど。大阪府との数が全然違うんですけどこれはどういう意味でしょうか。

○会長 どうでしょうか、事務局。

○保険課長 まず人口、被保険者数が減少していることなんですけれども、減少のそもそもの原因といたしまして、守口市の人口が減少していること、あるいは高齢化が進みまして後期高齢者に移行する人が増えていること、あるいは社保の適用拡大によりましてそちら側に移られるという、こういったそもそもの背景がございます。それに加えまして、今年度は確かにコロナということで皆さん、財政状況も悪くなりまして、国保にとどまられる方といいますか、国保に移ってこられる方も増えていくというそういったいろいろな要素が絡み合っております。その中で昨年度、見越しておりました人口の減少率、これが鈍化した、要は思っていた以上に減少しなかったというそういった傾向が表れております。その結果、令和2年度の末の推計なんですけれども、昨年度思っていた人口推計よりも、まずその出発点が多くなっている、人口推計が高いところから始まっているということになっております。なおかつ、人口の減少率が鈍化しているということで、府の推計におきましては守口市の人口は上がったようになったと、そういった推計が出たということになっております。実際の守口市の人口推計なんですけれども、実数で見ますと、いずれも、令和2年度、令和3年度、大阪府の人口推計と比較しますと高い数字になっております。

以上でございます。

○委員 守口市の被保険者数が3万人何ぼというのと、大阪府が2万9,000ってちょっと少ないということで、それはほとんどないだろうと思うんですけど、逆の場合でしたら市民から預かるのがなくて、大阪府に払うほうが多くなるという現象になった場合、そこでは赤字になってしまうということを私はふと思ったんです。数字に、これを被保険者数は保険料の積算に欠かせないものですから、そ

こら辺の数字の合わせるといふのをきちんとしておいたほうがいいんじゃないかというふうに、意見ですけど申し上げおきたいと思います。

○会長 意見としてよろしいですか。

○委員 今、お話を伺っていますと、守口市の国保に加入者が減ってきている。それから70歳以上のほうの年寄りのほうにシフトしていっているというお話ですね。それから一般の今、コロナがはやつて、一般のいろいろな自営業の方とか非常に苦しい状況になって、それこそ生活保護に落ちていこうかなというぐらいのひどい状況になりながら、この推計におきましては出産一時金によると42万円のこの増額でいうと約20件増える。葬祭費については100万円減る、20件減る、何でこういう、このまま非常にどうなるか分からん、実際検死もさせていただいているんですけど、去年に比べて1月は圧倒的に多い数で推移しているのに、それは全体の、社保の人が死んでいるのかもしれないけども、葬式は20件減るし、出産は20件増えるという、そういう楽観的な予想はどういう根拠があつて出されているんでしょうか、お教えいただきたいと思います。

○保険課長代理 今、委員から御質問がございましたとおりの推計方法につきましては、過去、過年度の実績給付の実績ですね、こちらの部分の基に推計をさせてもらっているというところでございます。

○委員 楽しみにしてます、来年度。どうなるのか。

○保険課長 若干補足させていただきます。御指摘のとおり、出産育児一時金に関しましては、確かに報道ベースでは妊娠届の減少が起こっていると、ですので、出産の数自体が減るのではないかという形で報道されております。そちらに関しては十分認識しているところでございます。その中で、予算を取るという中では、ただやはり、過去の推移等を重視といいますか、そちらも見ておりますので、そういった情勢等が感じながらも予算でありますので十分執行ができるようにということでこのように予算取りをさせていただいております。

以上でございます。

○会長 ほかにございませんでしょうか。ないようでございますので、次に移らせていただきます。

4つ目の案件、守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお聞きます。

○保険課主任 それでは、案件（4）守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

12ページの資料9を御覧いただきたいと存じます。

資料9の条例改正については、令和2年12月市議会定例会に提案し、本会議で可決いただいております。

平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められました。

資料の13ページから16ページにかけてですが、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

13ページから16ページの改正内容を表でまとめたものが、本日訂正で配付させていただきました資料10となっております。併せて御参照いただきたいと存じます。修正内容は、冒頭の資料配布確認でお伝えしたとおりです。資料の訂正について、御迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。

17ページに参りまして、附則第4項につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金の割合の引下げに加え、特例基準割合の名称が改正されることとなったことに伴う改正です。

続きまして、20ページの資料11を御覧いただきたいと存じます。

資料11の条例改正につきましては、来る2月市議会定例会に提案予定となっております。

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地などの譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地などの譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるととされました。

これを受け、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定について、低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を追加するものです。

次に、22ページをお開き願います。

去る令和2年12月23日に次期大阪府国民健康保険運営方針が策定され、これまで市町村ごとで実施されてきました激変緩和措置について、対象が府内全市町村に全面拡大されました。

これにより、激変緩和措置財源を府内全体の保険料の抑制に充てるための改正でございます。

以上、案件(4)の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

ないようでございますので、本日の案件は全て終了いたしました。

最後に次第6のその他でございます。

本日の案件を含めほかに御意見や、御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段御意見がないようでございますので、これで本日の協議会を終わりとさせていただきます。

本日の署名委員は、木崎委員、杉本委員をお願いいたします。

長時間にわたり貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。皆様に御協力いただき、円滑な議事進行が行えましたことを心から感謝申し上げます。また今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。